

●街なみ基準チェックシート（1/2）

行為を行う場所	深大寺元町〇-〇〇-〇〇	申請者	氏名 調布 太郎
行為の内容	住宅の新築		住所 深大寺元町〇-〇〇-〇〇 連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

項目	街づくり協定の基準の内容	主な対象物	具体的な計画内容及び配慮事項 (審査前に建築行為等を行う者が記入)	審査結果 (協定運営委員会が記入)	
建築物その他の工作物の新築、増築、改築、改修、移転	① 敷地規模	・新たに建築物等の敷地を造成する場合は、周辺の自然環境や街なみに配慮し、隣接する同じ用途の建築物と同程度の敷地規模とする。	・敷地	・敷地面積180㎡，用途：住宅 ・隣接敷地と同程度	
	② 建物配置 ・前面	・建築物等の前面は、歩行者等にも配慮し、できる限りゆとり空間を設け、緑や花、ベンチなどによりもてなしの工夫を行う。また敷地周辺に柵・塀や門を設置する場合には、生垣や竹垣、板塀等の自然素材等を用い、街なみに配慮する。	・外構 ・門、塀、垣、柵 ・擁壁	・周辺に圧迫感を与えないよう距離をとる	
	③ 建物高さ	・住宅や店舗といった建築物等の高さは、周辺樹林や街なみに配慮し10m以下とする。	・建築物(住宅・店舗)	・10m以下の2階建てとする	
	④ 建物外観	・和風を基調に、深大寺地区らしいものとする。	・建築物（住宅・店舗）	・周辺と調和する和風モダンの建築とする (添付資料参照)	
	⑤ 屋根形状	・屋根等は、原則として傾斜屋根とし、街なみに配慮する。	・屋根、庇、可動式屋根、テラス屋根	・屋根は日本瓦で、傾斜屋根とする	
	⑥ 色彩	・建築物の屋根及び外壁の基調色は、周辺の自然環境と調和し、隣接する建築物との対比感が強い色彩は避けるものとする。ただし、素材色等で街なみに違和感を与えないと認められるものについてはこの限りでない。	・建築物の屋根 (⑤参照) ・建築物の外壁	・屋根はグレー（NB），壁は薄いページユとする（添付資料参照） ・隣接屋根は黒，壁は白	
	⑦ 照明等	・店舗は、周辺景観に配慮し明かりや外席等の意匠を店舗ごと統一を図り、賑わいを演出する。	・照明、提灯 ・外席 ・ベンチ	—	
	⑧ 車庫・物置・建築設備等	・車庫や物置、室外機など建築設備等は、道路等の公共空間から極力見えない位置に配置し、できる限り木製建具や植栽等で修景する。	・車庫、倉庫、物置、ごみ箱 ・給水・排水の管 ・エアコン室外機、プロパンガスボンベ、電気メーター類等建築設備	・木製の物置を設置し、車庫は周辺を緑化し、道路から目立たなくする（添付資料参照）	
	⑨ 駐車場	・駐車場の周囲は、車の出入りや歩行者の安全性に配慮しつつ、積極的に緑化を行う。	・駐車場 ・コインパーキング	—	
	⑩ 広告物等	・看板、のぼり等広告物は、自家用で適切な大きさのものとし、ネオンサインを避け色彩やデザインに配慮し、街なみとの調和を図る。	・看板、のぼり、のれん	—	
	⑪ 自動販売機	・自動販売機は色彩に配慮し、できる限り木製枠等で修景する。	・自動販売機 ・駐車場精算機	—	
	⑫ その他	・上記以外の建築物その他の工作物の新築、増築、改築、改修、移転を行う場合は、その内容を記載してください。	・立体駐車場、コインパーキング機器 ・日よけ、雨よけ ・食品等貯蔵庫	—	

*建築物その他の工作物の改修行為の場合は、調布市への「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく届出の必要はありません。

●街なみ基準チェックシート（2/2）

行為を行う場所	深大寺元町〇-〇〇-〇〇	申請者	氏名 調布 太郎
行為の内容	住宅の新築		住所 深大寺元町〇-〇〇-〇〇 連絡先電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

項目	主な行為	街づくり協定の基準の内容	具体的な計画内容及び配慮事項 (審査前に建築行為等を行う者が記入)	審査結果 (協定運営委員会が記入)
用途変更	<ul style="list-style-type: none"> ●居住用建築物から商業用建築物への変更のように、特定用途のために建てた建築物を他の用途へと変更すること ●生産緑地として使用していた土地を他の用途へ変更すること ●空地进行を駐車場に利用したり、駐車場用地だったところに建築物を建てるなど、使用用途を変更すること 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・用途は変更していない 	
宅地の造成等土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地規模の変更や、敷地の分割を行うこと ●敷地の造成を行うこと 	<p>①敷地規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに建築物等の敷地を造成する場合は、周辺の自然環境や街なみに配慮し、隣接する同じ用途の建築物と同程度の敷地規模とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地分割はしていない 	
その他街なみ景観の形成に影響を及ぼす恐れのある行為	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観に影響を及ぼす恐れがある建築物その他工作物の新設、増設、改築、改修、移転 ・コインパーキング等への駐車機器（ロック板、ゲート、精算機等）その他これらに類するものの設置 	<p>○協定の目的</p> <p>豊かな自然環境を保全し、歴史・文化を継承した風情ある観光文化拠点や心豊かな落ち着いた住環境を形成することを目的とする。</p> <p>○他の基準を準用</p>	—	
	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観に影響を及ぼす恐れがある外構の変更 ・建物全面の空間整備や外観の変更 ・駐車場の外観の変更や緑化 <p>など</p>	<p>②建物配置・前面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の前面は、歩行者等にも配慮し、できる限りゆとり空間を設け、緑や花、ベンチなどによりもてなしの工夫を行う。また敷地周辺に柵・塀や門を設置する場合には、生垣や竹垣、板塀等の自然素材等を用い、街なみに配慮する。 <p>○樹種の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木を新しく植えるときは、地域の植生に配慮し、原則として昔からある樹種を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に梅とツツジを植える 	

*その他街なみ景観の形成に影響を及ぼす恐れのある行為の場合は、調布市への「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく届出の必要はありません。